

所有権解除に必要な書類を発行いたします。下記の書類をご送付ください。

【 軽自動車 】

ご用意いただく書類

1. 自動車検査証のコピー ・ 自動車検査証記録事項
車検証を紛失された場合は、管轄の軽自動車検査協会にて再発行を受けて下さい。
2. 今年度の自動車税の納税確認が出来る書類の写し(納税証明書の写しなど)
身障者減免を受けているお客様は、管轄の市町村税務課にて証明書を発行をお願いいたします。

〔 念書での対応 〕
4月1日～納税義務期間までは、前年度の「納税証明書の写し」などと今年度の納税に関する「念書」にて対応いたします。
納税義務期間を過ぎている場合は、自動車税納付後の対応とさせていただきます。
3. クレジット終了のお知らせ
ご不明の場合は、ご利用頂いたファイナンス会社よりお取り寄せ頂くか、
「クレジットの残債確認について」をご参照ください。
4. その他
車検証上の使用者の方がお亡くなりになっている場合は、別途書類が必要となります。
また、特殊な場合は別途書類を申し受ける場合がございます。
ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

＜書類の送付先＞

〒261-0002

千葉市美浜区新港179

千葉三菱コルト自動車販売 株式会社

業務課 所有権解除担当 宛

＜お問い合わせ＞

- ・書類の確認について TEL 043-246-5814(業務課)
- ・残債の確認について TEL 043-246-5813(経理課)